

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役会長 代表執行役社長 八城 政基
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪府中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第3四半期連結 累計期間	平成20年度 第3四半期連結 会計期間	平成19年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
経常収益	百万円	483,204	199,868	593,503
経常利益(は経常損失)	百万円	32,754	7,690	11,222
四半期純損失	百万円	32,132	12,848	
当期純利益	百万円			60,108
純資産額	百万円		901,123	965,261
総資産額	百万円		12,231,090	11,525,762
1株当たり純資産額	円		337.02	364.35
1株当たり四半期純損失金額	円	16.36	6.54	
1株当たり当期純利益金額	円			38.98
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円			
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円			32.44
自己資本比率	%		5.4	6.2
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	476,583		317,139
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	637,663		191,205
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	37,740		8,588
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	百万円		207,038	405,926
従業員数	人		7,209	5,245

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1)第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「損益計算書」にもとづいて掲出しております。
- なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間は四半期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	7,209 [1,451]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,800 [302]
---------	----------------

- (注) 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日～平成20年12月31日）における日本経済は、サブプライムローン問題に端を発した国内外の金融市場の混乱、米国をはじめとした海外経済の不調や円高の進行による輸出の鈍化、不動産市況の悪化などが相俟って、企業収益の悪化、倒産件数の増加、雇用の大幅な調整などが顕著となり、深刻な状況に突入いたしました。さらに、今後とも世界的な景気の下振れ・金融市場の混乱が懸念されており、当面の間、日本の景気は後退局面が続くものと思われま

す。そうした中、日銀は、10月と12月の2度にわたる政策金利の引き下げに加え、C Pの買い入れや、長期国債の買い入れ増額などの金融緩和策を講じることとなりました。また、日本政府としても大規模な景気対策を掲げておりますが、与野党の攻防が激化する中、対策の迅速な実施が困難な状況となっております。

国内金利の動向については、景気悪化と日銀の2度の利下げなどにより、国内長期金利（10年国債利回り）は9月末には1.5%程度であったものが12月末に1.2%程度にまで低下し、短期金利も一層低下いたしました。また、日経平均株価においては、10月28日の日中に一時7,000円を割り込み、その後若干持ち直したものの、12月末の終値は8,859円56銭となっており、3月末比1,300円弱下落した9月末と比べても2,400円程度下落いたしました。さらに、平成21年1月においても一時8,000円を割り込みました。次に、ドル円相場では、当上半期の6ヶ月間では100円～110円のレンジであったのが、12月中旬に一時80円台で推移し、また平成21年1月にも再び一時80円台となるなど、平成20年10月以降円高が急速に進行しております。これら金融指標の動向については、今後とも不安定な展開が予想されます。

このような経営環境下、当行は以下の通り業務を遂行してまいりました。

まず、従来からの法人業務や子会社の昭和リース株式会社（以下「昭和リース」、）などによるコマーシャルファイナンスを展開する法人・商品部門（インスティテューショナル部門）においては、引き続きコーポレートローン、ノンリコースローンといった貸出業務を推進し、またクレジットトレーディング、証券化、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザー業務、アセットマネジメント業務等投資銀行業務にも前向きに取り組ましました。しかしながら、世界的なマーケットの混乱が特に投資銀行業務全般に影響を与えているほか、景気後退による償却・引当などを余儀なくされております。当行といたしましては、投資銀行業務におけるリスクの高い海外投融資の縮小、主に国内のお客さまにとって真に有益となる顧客中心のビジネスへの集中、リスク管理体制の再構築などを迅速に取り進め、今後の法人業務を展開してまいります。

また、昭和リースにおいては、きらやかリース株式会社の買収（7月）、昭和オートレンタリース株式会社（以下「昭和オートレンタリース」、）の売却および自動車リースに関する業務提携の継続（9月）などを通じて、顧客基盤の強化、業務の効率化、収益力の向上に尽力しております。

次に、リテールバンキングとコンシューマーファイナンスを展開する個人部門において、リテールバンキングでは、外貨預金の取り扱い通貨の拡大、新しい投信・保険商品の開発など、顧客の運用ニーズに合った金融商品の拡充を図っております。また、モバイルバンキング「新生モバイルダイレクト」のサービス開始、セブン銀行とのATM共同設置開始、ソネット・エムスリー株式会社の運営する医療専門サイトにおける当行商品・サービスに関する情報提供の開始などを実施したことに加え、12月には町田フィナンシャルセンター（東京都町田市）を開設し、引き続きお客様の利便性向上に努めております。さらに、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取り扱いなどユニークな商品性を有する「パワースマート住宅ローン」の積み上げに努めるとともに、インタ・ネットでの申し込みにより無担保で最高500万円までの契約が可能なカードローン「新生銀行スマートカードローン」のサービスも推進しております。これらの商品・サービスの提供を通じて、当行は日本経済新聞の顧客満足度調査において常に上位にランクされるなど、各方面から高い評価を受けております。さらに、リテールバンキングのお客さまからの預金（リテール預金）は当第3四半期の3ヶ月間で約2,800億円増加して4兆5,284億円となり、当行の安定的な調達基盤に大いに貢献しております。

また、コンシューマーファイナンスにつきましては、9月に買収したG E コンシューマー・ファイナンス株式会社（以下「G E C F」、なお、平成21年4月より、「新生フィナンシャル株式会社」に商号を変更する予定です。）が、当下半年より当行収益に貢献しております。既に子会社となっている株式会社アプラス、シンキ株式会社（以下「シンキ」、）などと合わせて、当行の消費者金融ビジネスは業界トップクラスに伍する顧客基盤と資産規模を持つに至っており、今後一層の競争力向上に向け、より統合的かつ効率的な経営を推進してまいります。その一環として、当行、シンキおよびG E C Fは、平成21年2月3日に「業務統合・再編成に関する基本合意書」を締結し、さらに翌日より、当行とG E C Fは共同で、シンキの株式の公開買付けを開始しております。

(1) 業績の状況

< 連結経営成績 >

以上のような事業の経過のもと、当第3四半期連結累計期間および同会計期間の経営成績は以下のとおりとなりました。

なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託などの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の実績を記載しております。

当第3四半期連結累計期間においては、経常収益は4,832億円（前第3四半期連結累計期間比298億円増加）、経常費用は5,159億円（同比1,009億円増加）となり、経常損失として327億円（前第3四半期連結累計期間では経常利益383億円）を計上しました。

このうち、G E C Fの収益が当第3四半期から反映されていることなどから貸出金利息が増加したため、資金運用収益から資金調達費用を控除したネットの資金利益は1,374億円（同比402億円増加）となりました。一方、厳しい金融・経済環境下においてマーケット業務全般が低調であったこと、また欧州向けを中心とするアセットバック投資・証券に係る評価損失および引当の計上などにより、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益はいずれも減少しております。また、9月に破綻したリーマン・ブラザーズ・ホールディングスとその関連法人に対するエクスポージャーに対する償却・引当による損失の計上を当中間期に実施したのに加えて、国内景気悪化などの影響を受けて不良債権が増大したことに伴う償却・引当などによる一層の損失計上を余儀なくされました。

次に、特別損益は135億円の益（同比70億円減少）となりました。

このうち、特別利益は233億円となっておりますが、これは主に、目黒土地・建物（連結子会社である長和建物株式会社が保有し、当行が目黒フィナンシャルセンター並びにオペレーションセンターとして使用中）の売却益、および昭和オートレンタリースを譲渡したことに伴う売却益です。

この結果、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純損失は191億円（前第3四半期連結累計期間では同四半期利益589億円）となりました。

さらに、法人税等調整額は8億円（益）を計上、また当行連結子会社が発行した優先出資証券等にかかる配当支払いなどの少数株主利益が109億円（損）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の税金等調整後の四半期純損失は321億円（前第3四半期連結累計期間では同四半期純利益335億円）となりました。

このうち、特に当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）においては、マーケットの混乱、景気の急速な悪化は、法人・商品部門に大きな影響を与えました。具体的には、投資銀行業務の全般的な不況、欧州向けを中心とするアセットバック投資・証券に係る評価損失および引当金の一層の積み増し、一部の貸出金などに係る償却・引当の計上などによる不良債権関連損失の増加が主因となり、業績の悪化を余儀なくされました。

一方、個人部門については、当第3四半期連結会計期間からG E C Fが収益に反映されていることも含め、業績は概ね順調に改善してきております。

結果、当中間連結会計期間においては経常損失が250億円、中間純損失が192億円であったのに対して、当第3四半期連結累計期間におけるこれらの金額は上述のとおりであり、当第3四半期連結期間の業績は引き続き厳しいものとなりました。

< 連結財政状態 >

当第3四半期末における連結財政状態につきましては、総資産は12兆2,310億円（前連結会計年度末比7,053億円増加）、純資産は9,011億円（同比641億円減少）となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は9月に取得したG E C Fおよびその子会社が保有する貸出金が加算されたことなどにより、5兆9,306億円（同比3,083億円増加）となりました。また、有価証券は1兆9,329億円（同比473億円減少）となっております。一方、預金・譲渡性預金の合計は主に個人分が増加したことにより6兆610億円（同比2,544億円増加）となり、また債券・社債の合計は1兆458億円（同比428億円減少）となっております。このうち、当行では安定的で低利な資金調達に注力しており、既述のとおり、リテール預金につきましては、当第3四半期の3ヶ月間で約2,800億円増加して4兆5,284億円となっております。

不良債権につきましては、景気悪化等の影響を受け、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当第3四半期末で975億円（前年度末531億円、当中間期末525億円）、不良債権比率は1.79%（前年度末0.95%、当中間期末0.90%）と増加しております。

なお、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当第3四半期末時点で10.01%（Tier 1比率6.64%）となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,814,658	100.00
製造業	247,239	4.25
農業	2	0.00
林業	-	-
漁業	2,700	0.05
鉱業	4,649	0.08
建設業	19,970	0.34
電気・ガス・熱供給・水道業	53,222	0.92
情報通信業	49,057	0.84
運輸業	352,886	6.07
卸売・小売業	134,265	2.31
金融・保険業	946,998	16.29
不動産業	1,103,586	18.98
各種サービス業	362,966	6.24
地方公共団体	182,711	3.14
その他	2,354,402	40.49
海外及び特別国際金融取引勘定分	115,949	100.00
政府等	1,310	1.13
金融機関	-	-
その他	114,639	98.87
合計	5,930,607	

- （注）1．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
2．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前第3四半期累計期間 (百万円) (A)	当第3四半期累計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	117,407	35,140	82,267
金銭の信託運用損益	30,577	8,662	21,914
経費(除く臨時処理分)	63,417	59,879	3,538
人件費	25,929	23,588	2,340
物件費	34,564	33,715	848
税金	2,923	2,574	348
実質業務純益	53,990	24,738	78,729
うち債券関係損益	1,850	25,867	27,717
臨時損益(除く金銭の信託運用損益)	10,654	6,235	16,889
株式関係損益	817	6,031	6,848
不良債権処理損失	11,238	11,965	726
貸出金償却	7	1,822	1,814
個別貸倒引当金純繰入額	11,231	9,881	1,350
特定海外債権引当勘定繰入額	0	0	0
その他の債権売却損等	-	262	262
その他臨時損益	233	24,232	24,465
経常利益(は経常損失)	42,786	61,055	103,842
特別損益	26,668	28,342	1,674
うち固定資産処分損益	336	656	993
税引前四半期純利益(は税引前四半期純損失)	16,118	89,398	105,517
法人税、住民税及び事業税	8,189	3,005	5,184
法人税等調整額	6,762	894	5,868
四半期純利益(は四半期純損失)	17,546	87,287	104,833

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支 + 金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

2. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分)

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7. 前第3四半期の貸倒引当金は全体で4,599百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については6,631百万円の取崩) となっております。また当第3四半期会計期間の貸倒引当金は全体で46,095百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については36,214百万円の繰入) となっております。

2. ROE (単体)

	前事業年度 (%)	当第3四半期累計期間 (%)
実質業務純益ベース	11.39	4.84
当期純利益ベース	8.99	17.08

3. 預金・債券・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当第3四半期累計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	5,865,130	6,269,242	404,111
預金 (平残)	5,812,963	6,250,675	437,712
債券 (未残)	663,134	722,600	59,466
債券 (平残)	680,410	704,241	23,831
貸出金 (未残)	5,356,363	5,122,211	234,151
貸出金 (平残)	5,183,545	5,434,457	250,911

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度(百万円) (A)	当第3四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	3,960,174	4,496,545	536,370
法人	1,301,368	1,304,794	3,425
合計	5,261,543	5,801,340	539,796

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度(百万円) (A)	当第3四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	811,162	895,027	83,864
住宅ローン残高	811,162	894,654	83,491
その他ローン残高	-	373	373

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。また、平成20年12月31日分については、「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年3月31日	平成20年12月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	43,558	43,554
	利益剰余金	302,535	264,463
	自己株式（ ）	72,566	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	5,773	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	35,073	-
	為替換算調整勘定	1,872	354
	新株予約権	1,257	1,730
	連結子法人等の少数株主持分	160,564	152,537
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	147,101	133,354
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	142,239	140,870
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	23,676	46,779
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	15,354	15,387
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	11,630	21,178
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計 (A)	679,770	642,163	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	77,290	70,067	

項目		平成20年3月31日	平成20年12月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	5,798	13,853
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	529,245	427,522
	うち永久劣後債務 (注2)	184,597	142,311
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	344,648	285,210
	計	535,044	441,375
	うち自己資本への算入額 (B)	530,281	441,375
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	128,093	115,456
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,081,958	968,082
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	6,629,653	7,101,901
	オフ・バランス取引等項目	1,868,054	1,712,828
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,497,708	8,814,730
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	251,384	398,481
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	20,110	31,878
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	463,478	456,856
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	37,078	36,548
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	9,212,570	9,670,067
連結自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		11.74	10.01
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		7.37	6.64

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年3月31日	平成20年12月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	43,558	43,558
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	11,035	11,035
	その他利益剰余金	306,240	213,179
	その他	147,101	133,354
	自己株式（ ）	72,557	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	5,773	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	35,024	-
	新株予約権	1,257	1,730
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	14,281	14,358
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	12,076	21,990
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計（ A ）	845,777	770,247	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	77,290	70,067	

項目		平成20年3月31日	平成20年12月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	2,601	2,988
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	448,245	346,522
	うち永久劣後債務 (注2)	103,597	61,311
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	344,648	285,210
	計	450,846	349,511
	うち自己資本への算入額 (B)	450,846	349,511
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	92,730	85,174
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,203,893	1,034,584
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	6,298,145	7,015,365
	オフ・バランス取引等項目	1,089,245	956,417
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,387,390	7,971,782
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	252,032	385,068
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	20,162	30,805
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	254,052	235,668
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	20,324	18,853
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	7,893,475	8,592,519
単体自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		15.25	12.04
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		10.71	8.96

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由(注3)が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由：債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年3月31日	平成20年12月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	80	319
危険債権	155	480
要管理債権	296	175
正常債権	55,129	53,555

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コール・マネー等、譲渡性預金、債券貸借取引受入担保金の減少、及び債券貸借取引支払保証金の増加等に伴う支出に対して、貸出金、コールローン等の減少、及び借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加等に伴う収入により650億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得が、売却・償還を上回ったこと等から180億円の支出、また財務活動によるキャッシュ・フローは、主として劣後特約付社債の買戻し及び少数株主への配当金の支払等により180億円の支出となりました。この結果、当第3四半期末の現金及び現金同等物の残高は、第2四半期末に比べ289億円増加し、2,070億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対処すべき課題として掲げた課題1ないし6のうち、課題4について当連結会計年度の第1四半期報告書および第2四半期報告書において重要な変更を行っております。当第3四半期連結会計期間においても引き続き以下のとおり変更を行っております。

4. よりお客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

平成20年11月12日に八城政基が社長に再就任し、新生銀行グループの組織、業務全体の見直し、業績の改善へ向けた取り組みに着手、実践を行っております。当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおりますが、当行における法人・商品部門（法人向け業務）、個人部門という2つの戦略業務分野に基づく事業戦略を遂行するにあたっては、銀行経営の基本姿勢である、お客さまの声に今まで以上に注意深く耳を傾けることが必要だと考えております。我々の取り組みはすべてお客さまのためにあるべきであり、そのために、当行は3つの方面から施策に取り組んでまいります。これらの施策を実施しつつ、当行の長期的な収益性を回復させたいと考えております。

個人部門からの収益の極大化

新たに子会社となったGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月1日に「新生フィナンシャル株式会社」に商号変更予定）からは、相応の収益貢献を想定していますが、それだけでなく、同社を通じて生み出されるリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務のシナジー効果により、グループ全体としてのさらなる収益拡大をはかってまいります。さらに、コンシューマーファイナンス業務については、戦略的一体性・機動性を高めるべく、事業再編、拠点集約等を含め、当行の強みであるIT技術を活用しながらさまざまな観点から業務の見直しを行ってまいります。

法人・商品部門における海外事業の見直しを含む経営資源の戦略的再配分

法人・商品部門（法人向け業務）のビジネスについては、業績低迷の原因のひとつとなっている海外投融資を縮小させる一方、経営資源の配分を見直すとともに、国内を中心に成長事業領域での取り組みを推進し、当行の特性を活かしながらお客さまのニーズに応えてまいります。具体的には、大企業のみならず中堅中小企業との関係強化に注力し、事業承継等を含めたM&A、提携などのアドバイザリー業務や、資金調達の多様化を提案してまいります。地域金融機関の資本増強策の支援や収益性の向上につながる新たな事業機会の提案など、取引先金融機関との連携もより一層強化してまいります。

リスク管理体制の強化

当行の投資の承認・管理プロセス改善のため、まずは組織におけるリスク管理部門の位置づけの再検証を行い、個々のプロセスを再点検し、リスクをより早期に察知し、厳格かつ確固たる対策を迅速に策定、実行する管理態勢を再構築するなど、リスク管理をより徹底してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1)【主要な設備の状況】

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2)【設備の新設、除却等の計画】

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,060,346,891	2,060,346,891	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	6,047 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,047,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(口) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	42 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1株につき646円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(八) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	25 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	250(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,412 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,179 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,179,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	909 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	909,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	311(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	157 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(又) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	53(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年 6 月24日第 5 期定時株主総会決議及び平成18年 2 月28日開催の取締役会決議

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	41 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき774円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき774円とし、そのうち 1 株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・ 新株予約権者は、平成19年 7 月 1 日から平成20年 6 月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる) に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・ その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第 5 期定時株主総会及び平成18年 2 月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ウ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	14 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,758 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,758,000 (注) 2

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,508 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,508,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,042 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,042,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(タ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	154(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	154,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(レ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,717 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,717,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}{\text{株式の併合の場合は減少株式数を減じる}}}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,393 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,393,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \text{株式の併合の場合は減少株式数を減じる}}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	140 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至 平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注) 1 . 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2 . に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2 . 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3 . 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,691 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,691,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,959 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,959,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}{\text{株式の併合の場合は減少株式数を減じる}}}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ラ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	203 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ム) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	97(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成30年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		2,060,346		476,296,960		43,558,337

(5) 【大株主の状況】

大株主の異動を生じさせることとなる大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

なお、平成20年11月27日提出の当行第2四半期にかかる四半期報告書の、「第一部、第4、1、(5)大株主の状況」(注)3に記載しておりました、テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者が平成20年3月24日付で提出しておりました大量保有報告書の変更報告書(No.4)については、その後同年12月5日付で変更報告書(No.5)が提出され、同年11月28日時点で株券等保有割合は合計で4.12%に減少したと報告されております。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 96,424,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,963,788,000	1,963,788	(注)1
単元未満株式	普通株式 134,891	-	(注)2
発行済株式総数	2,060,346,891	-	-
総株主の議決権	-	1,963,788	-

(注)1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が19,000株(議決権19個)含まれております。単元株式数は1,000株であります。

2. 当行所有の自己株式が428株含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,424,000	-	96,424,000	4.68
計	-	96,424,000	-	96,424,000	4.68

(注)上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	463	474	427	405	380	388	311	174	163
最低(円)	326	374	360	339	328	254	140	120	134

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

退任取締役

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	代表執行役社長	ティエリー ポルテ	平成20年11月12日

(注) 指名委員会 委員 退任

(2) 執行役の状況

新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株) (注)2	就任年月日
代表 執行役	社長	八城 政基	昭和4年2月14日生	昭和33年6月 スタンダード・ヴァキューム・オイル日本支社(現エクソンモービル有限会社)入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問委員会委員(現職) 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シニア・アドバイザー 平成19年6月 中国建設銀行顧問(現職) 平成20年6月 当行取締役会長 平成20年11月 当行取締役会長 代表執行役社長個人部門長	(注)1		平成20年11月12日

(注) 1 平成20年11月12日開催の取締役会の終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(注) 2 所有株式数は、平成20年11月12日現在であります。

(注) 3 平成21年1月14日付 指名委員会 委員 就任

報酬委員会 委員 退任

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株) (注)2	就任年月日
専務 執行役	リスク 管理部 門長兼 チーフ リスク オフィ サー兼 リテ ル関連 審査部 門長	マイケル クック	昭和40年1月8日生	昭和62年9月 ロイズTSB銀行(ロンドン) 平成4年5月 ヒル・サミュエル商業銀行 (現ロイズTSB銀行)(ロンドン) 平成6年1月 富士銀行(現みずほ銀行) (ロンドン) 平成8年1月 BNPパリバ(ロンドン) 平成10年1月 BNPパリバ(香港) 北アジア地域・カウン ターパーティリスク・ヘッ ド 平成12年2月 同アジア太平洋地域・カウ ンターパーティリスク・ヘッ ド 平成15年6月 同アジア太平洋地域・チーフ リスクオフィサー 平成21年1月 当行入行 リスク管理部門 平成21年1月 当行専務執行役リスク管理 部門長兼チーフリスクオフィ サー兼リテール関連審査部長 (現職)	(注)1		平成21年1月14日

(注)1 平成21年1月14日開催の取締役会の終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(注)2 所有株式数は、平成21年1月30日現在であります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株) (注)2	就任年月日
専務 執行役	個人部 門長	サンジープ グブタ	昭和35年5月16日生	昭和59年7月 中央クーパース・アンド・ラ イブランド国際税務事務所 (東京) マネージャー 平成元年5月 シティバンクNA(東京) 入行 平成元年5月 シティバンクNA(東京) コーポレートバンク チーフ オブスタッフ 平成5年7月 シティバンクNA(東京) ヴァイス・プレジデント 平成12年7月 当行入行 経営管理部長 平成18年10月 当行グループ経営管理統轄 部長 平成19年8月 当行財務管理本部グループフ ィナンシャルコントローラー 兼財務管理本部長兼グループ 経営管理統轄部長 平成20年6月 当行個人部門最高執行責任者 兼コンシューマーファイナン ス本部長 平成21年1月 当行専務執行役個人部門長 (現職)	(注)1	32	平成21年1月30日

(注)1 平成21年1月14日開催の取締役会の終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(注)2 所有株式数は、平成21年1月30日現在であります。

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
代表執行役	社長	ティエリー ポルテ	平成20年11月12日

(注) 個人部門長 退任

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役 専務執行役	コ・ボレ・トガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル	代表執行役 専務執行役	コ・ボレ・トガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼政 策管理室長	伊藤 彰	平成20年 7月14日
常務執行役		常務執行役	関連企業室長	小島 一美	平成20年 9月 8日
執行役	アドバイザー本部 長兼国際法人営業部 長	執行役	アドバイザー本部 長	土屋 貴	平成20年 9月25日
代表執行役 専務執行役	コ・ボレ・トガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼イ ンベスタ・実務室長	代表執行役 専務執行役	コ・ボレ・トガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル	伊藤 彰	平成20年10月 1日
代表執行役 専務執行役	コ・ボレ・トガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル	代表執行役 専務執行役	コ・ボレ・トガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼イ ンベスタ・実務室長	伊藤 彰	平成20年11月 4日
執行役	オペレーション本部長兼 リテールサービス本部長 兼プロセスコントロール 部長兼事務集中部長兼リ テールシステム部長兼オ ペレ・ションサポ・ト部 長	執行役	オペレーション本部長兼 リテールサービス本部長 兼リテール事務部長兼プ ロセスコントロール部長 兼事務集中部長兼ケイマ ン支店長兼リテールシス テム部長兼オペレ・ショ ンサポ・ト部長兼チャン ネルサ・ビス部長	岡野 道征	平成21年 1月13日
取締役 代表執行役	取締役会長 代表執行役社長	取締役 代表執行役	取締役会長 代表執行役社長 個人部門長	八城 政基	平成21年 1月30日

第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）に係る損益の状況、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。
3. 当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前第3四半期連結累計期間との対比は行っておりません。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）の四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2 397,777	2 505,630
コールローン及び買入手形	49,041	-
買現先勘定	-	2,014
債券貸借取引支払保証金	240,616	18,753
買入金銭債権	2 439,794	2 468,880
特定取引資産	2 385,357	315,287
金銭の信託	360,483	371,572
有価証券	2 1,932,979	2 1,980,292
貸出金	1, 2 5,930,607	1, 2 5,622,266
外国為替	22,293	17,852
リース債権及びリース投資資産	2 241,775	-
その他資産	1, 2, 3 1,417,282	1, 2, 3 1,100,151
有形固定資産	2, 4 57,063	2, 4 305,771
無形固定資産	5, 6 219,333	5, 6 233,174
債券繰延資産	156	125
繰延税金資産	22,003	28,238
支払承諾見返	685,009	701,717
貸倒引当金	170,485	145,966
資産の部合計	12,231,090	11,525,762

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
預金	2 5,599,666	2 5,229,444
譲渡性預金	461,387	577,189
債券	721,400	662,434
コールマネー及び売渡手形	2 159,170	2 632,117
債券貸借取引受入担保金	2 303,132	2 148,421
コマーシャル・ペーパー	2 99	-
特定取引負債	315,153	205,011
借入金	2 1,469,580	2 1,127,227
外国為替	7	39
短期社債	26,600	73,600
社債	2 324,485	426,286
その他負債	999,837	708,749
賞与引当金	10,202	14,572
役員賞与引当金	262	249
退職給付引当金	9,295	4,660
役員退職慰労引当金	247	132
利息返還損失引当金	220,631	39,333
固定資産処分損失引当金	7,820	5,025
訴訟損失引当金	7 3,662	-
特別法上の引当金	4	4
繰延税金負債	12,306	4,283
支払承諾	2 685,009	2 701,717
負債の部合計	11,329,966	10,560,501
純資産の部		
資本金	476,296	476,296
資本剰余金	43,554	43,558
利益剰余金	264,463	302,535
自己株式	72,558	72,566
株主資本合計	711,756	749,823
その他有価証券評価差額金	51,762	35,073
繰延ヘッジ損益	1,532	1,057
為替換算調整勘定	354	1,872
評価・換算差額等合計	49,875	34,258
新株予約権	1,730	1,257
少数株主持分	237,511	248,437
純資産の部合計	901,123	965,261
負債及び純資産の部合計	12,231,090	11,525,762

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
経常収益	483,204
資金運用収益	217,568
(うち貸出金利息)	179,509
(うち有価証券利息配当金)	30,059
役務取引等収益	40,586
特定取引収益	15,743
その他業務収益	¹ 164,756
その他経常収益	² 44,548
経常費用	515,958
資金調達費用	80,147
(うち預金利息)	34,727
(うち借用金利息)	12,848
(うち社債利息)	9,580
役務取引等費用	18,683
特定取引費用	18,016
その他業務費用	³ 152,065
営業経費	⁴ 139,012
その他経常費用	⁵ 108,032
経常損失 ()	32,754
特別利益	⁶ 23,349
特別損失	⁷ 9,779
税金等調整前四半期純損失 ()	19,184
法人税、住民税及び事業税	2,812
法人税等調整額	815
法人税等合計	1,996
少数株主利益	10,951
四半期純損失 ()	32,132

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	19,184
減価償却費(リース資産を除く)	10,144
のれん償却額	6,486
無形資産償却額	3,892
持分法による投資損益(は益)	2,245
貸倒引当金の増減額(は減少)	24,602
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	44,123
資金運用収益	217,568
資金調達費用	80,147
有価証券関係損益()	38,959
為替差損益(は益)	8,825
特定取引資産の純増()減	70,070
特定取引負債の純増減()	110,142
貸出金の純増()減	430,267
預金の純増減()	370,222
譲渡性預金の純増減()	115,802
債券の純増減()	58,966
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	374,003
社債(劣後特約付社債を除く)の純増減()	1,206
預け金(無利息預け金を除く)の純増()減	87,823
コールローン等の純増()減	47,026
買入金銭債権の純増()減	50
債券貸借取引支払保証金の純増()減	221,862
コールマネー等の純増減()	472,946
債券貸借取引受入担保金の純増減()	154,711
短期社債(負債)の純増減()	47,000
信託勘定借の純増減()	2,137
資金運用による収入	217,477
資金調達による支出	80,907
売買目的有価証券の純増()減	41,390
運用目的の金銭の信託の純増()減	6,173
リース債権及びリース投資資産の純増()減	13,458
その他	42,107
小計	482,400
法人税等の支払額	5,817
営業活動によるキャッシュ・フロー	476,583

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	2,114,301
有価証券の売却による収入	981,479
有価証券の償還による収入	1,062,036
金銭の信託の設定による支出	33,747
金銭の信託の解約及び配当による収入	33,739
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	3,590
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の売却による収入	19,659
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	573,371
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	13,989
その他	23,555
投資活動によるキャッシュ・フロー	637,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付社債の償還による支出	19,650
少数株主からの払込みによる収入	2,034
配当金の支払額	5,773
少数株主への配当金の支払額	13,865
その他	484
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,740
現金及び現金同等物に係る換算差額	67
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	198,888
現金及び現金同等物の期首残高	405,926
現金及び現金同等物の四半期末残高	207,038

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>Shinsei Asset Management (India) Private Limited他11社は設立により、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社他11社(注)は株式取得により、KNE2 Loan Gm b H他3社は支配権の獲得により、当第3四半期連結累計期間から連結しております。</p> <p>また、Shinsei Capital (USA), Ltd.他4社は清算により、昭和オートレンタリース株式会社及びセールサービス株式会社は株式売却により、パン信販株式会社はシンキ株式会社との合併により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(注) GEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社5社は、平成20年9月22日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 124社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更</p> <p>Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他2社は設立により、当第3四半期連結累計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、新生マッコーリーアドバイザーズ株式会社は清算により、Servicegesellschaft Kreditmanagement GmbH及び昭和レンタリース盛岡株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>変更後の持分法適用関連会社の数 30社</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形固定資産」中の有形リース資産及び「無形固定資産」中の無形リース資産として表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前四半期純損失が10,613百万円増加しております。</p> <p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当第3四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,514百万円減少しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「3. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」及び「実質破綻先」に係る債権等並びに「破綻懸念先」及び「要管理先」等で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金については、中間連結会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められる場合は、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
税金費用の計算	税金費用は、当第3四半期連結累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第3四半期連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ4,101百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																																														
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>35,105百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>115,317百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td>12,339百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>61,205百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>826百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>3,277百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td>1,733百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>9,557百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>783百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>57,679百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>15,742百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>620,702百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>208,880百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>23,032百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,153百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,295百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>599百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>120,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>299,692百万円</td> </tr> <tr> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td>99百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>537,314百万円</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>10,200百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>909百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券254,302百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,929百万円、保証金は26,939百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,223百万円であります。</p> <p>3. その他資産には、割賦売掛金420,305百万円が含まれております。</p> <p>4. 有形固定資産の減価償却累計額 103,442百万円</p> <p>5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>のれん</td> <td>147,673百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,803百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>140,870百万円</td> </tr> </table>	破綻先債権額	35,105百万円	延滞債権額	115,317百万円	3カ月以上延滞債権額	12,339百万円	貸出条件緩和債権額	61,205百万円	破綻先債権額	826百万円	延滞債権額	3,277百万円	3カ月以上延滞債権額	1,733百万円	貸出条件緩和債権額	9,557百万円	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	57,679百万円	特定取引資産	15,742百万円	有価証券	620,702百万円	貸出金	208,880百万円	リース債権及びリース投資資産	23,032百万円	その他資産	1,153百万円	有形固定資産	2,295百万円	預金	599百万円	コールマネー及び売渡手形	120,000百万円	債券貸借取引受入担保金	299,692百万円	コマーシャル・ペーパー	99百万円	借入金	537,314百万円	社債	10,200百万円	支払承諾	909百万円	のれん	147,673百万円	負ののれん	6,803百万円	差引額	140,870百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>2,173百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>42,528百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td>4,792百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>54,980百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>2,635百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>4,908百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td>1,340百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>6,782百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>643百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>530,791百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>19,192百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,221百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>180,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>148,421百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>80,294百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>908百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権33,429百万円を差し入れております。 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,420百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は91百万円、保証金は17,623百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,603百万円であります。</p> <p>3. その他資産には、割賦売掛金421,817百万円が含まれております。</p> <p>4. 有形固定資産の減価償却累計額 303,401百万円</p> <p>5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>のれん</td> <td>149,314百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>7,075百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>142,239百万円</td> </tr> </table>	破綻先債権額	2,173百万円	延滞債権額	42,528百万円	3カ月以上延滞債権額	4,792百万円	貸出条件緩和債権額	54,980百万円	破綻先債権額	2,635百万円	延滞債権額	4,908百万円	3カ月以上延滞債権額	1,340百万円	貸出条件緩和債権額	6,782百万円	現金預け金	643百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	530,791百万円	貸出金	19,192百万円	有形固定資産	2,221百万円	預金	1,058百万円	コールマネー及び売渡手形	180,000百万円	債券貸借取引受入担保金	148,421百万円	借入金	80,294百万円	支払承諾	908百万円	のれん	149,314百万円	負ののれん	7,075百万円	差引額	142,239百万円
破綻先債権額	35,105百万円																																																																																														
延滞債権額	115,317百万円																																																																																														
3カ月以上延滞債権額	12,339百万円																																																																																														
貸出条件緩和債権額	61,205百万円																																																																																														
破綻先債権額	826百万円																																																																																														
延滞債権額	3,277百万円																																																																																														
3カ月以上延滞債権額	1,733百万円																																																																																														
貸出条件緩和債権額	9,557百万円																																																																																														
現金預け金	783百万円																																																																																														
買入金銭債権	57,679百万円																																																																																														
特定取引資産	15,742百万円																																																																																														
有価証券	620,702百万円																																																																																														
貸出金	208,880百万円																																																																																														
リース債権及びリース投資資産	23,032百万円																																																																																														
その他資産	1,153百万円																																																																																														
有形固定資産	2,295百万円																																																																																														
預金	599百万円																																																																																														
コールマネー及び売渡手形	120,000百万円																																																																																														
債券貸借取引受入担保金	299,692百万円																																																																																														
コマーシャル・ペーパー	99百万円																																																																																														
借入金	537,314百万円																																																																																														
社債	10,200百万円																																																																																														
支払承諾	909百万円																																																																																														
のれん	147,673百万円																																																																																														
負ののれん	6,803百万円																																																																																														
差引額	140,870百万円																																																																																														
破綻先債権額	2,173百万円																																																																																														
延滞債権額	42,528百万円																																																																																														
3カ月以上延滞債権額	4,792百万円																																																																																														
貸出条件緩和債権額	54,980百万円																																																																																														
破綻先債権額	2,635百万円																																																																																														
延滞債権額	4,908百万円																																																																																														
3カ月以上延滞債権額	1,340百万円																																																																																														
貸出条件緩和債権額	6,782百万円																																																																																														
現金預け金	643百万円																																																																																														
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																														
有価証券	530,791百万円																																																																																														
貸出金	19,192百万円																																																																																														
有形固定資産	2,221百万円																																																																																														
預金	1,058百万円																																																																																														
コールマネー及び売渡手形	180,000百万円																																																																																														
債券貸借取引受入担保金	148,421百万円																																																																																														
借入金	80,294百万円																																																																																														
支払承諾	908百万円																																																																																														
のれん	149,314百万円																																																																																														
負ののれん	7,075百万円																																																																																														
差引額	142,239百万円																																																																																														
<p>当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)</p> <p>6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産46,779百万円が含まれております。</p> <p>7. 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>前連結会計年度末 (平成20年3月31日)</p> <p>6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産23,676百万円が含まれております。</p>																																																																																														

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>1. その他業務収益には、リース収入105,545百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常収益には、金銭の信託運用益13,409百万円及び社債消却益26,057百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他業務費用には、リース原価92,945百万円を含んでおります。</p> <p>4. 営業経費には、のれん償却額6,486百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額3,892百万円を含んでおります。</p> <p>5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額76,981百万円及び金銭の信託運用損8,454百万円を含んでおります。</p> <p>6. 特別利益には、固定資産処分益10,410百万円及び子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。</p> <p>7. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,925百万円及び訴訟損失引当金繰入額3,662百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)						
<p>. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年12月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">397,777 百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">190,739 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">207,038 百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	397,777 百万円	有利息預け金	190,739 百万円	現金及び現金同等物	207,038 百万円
現金預け金勘定	397,777 百万円					
有利息預け金	190,739 百万円					
現金及び現金同等物	207,038 百万円					

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

		当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式		
普通株式		2,060,346
	合計	2,060,346
自己株式		
普通株式		96,426
	合計	96,426

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当第3四半期連結累計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日	その他利益剰 余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	244,213	246,498	2,284
社債	75,253	76,743	1,489
その他	99,028	102,694	3,665
合計	418,495	425,935	7,439

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	17,689	13,812	3,877
債券	701,277	702,295	1,018
国債	646,964	648,899	1,935
地方債	1,710	1,761	50
社債	52,602	51,634	967
その他	284,583	264,180	20,402
合計	1,003,549	980,288	23,261

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当第3四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は33,008百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第3四半期連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ4,101百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた債券のうち、高格付の外国債券の一部については、平成20年10月1日に時価(102,670百万円)により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、高格付を維持しつつも、市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、当該外国債券を公正な

評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じていると判断し、運用方針の変更を行ったことによるものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成20年12月31日現在）

	時価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額 （百万円）	四半期連結貸借対照表に計 上されたその他有価証券評 価差額金の額（百万円）
その他（外国債券）	90,554	89,039	28,484

なお、上記の時価は、従来、ブローカーから入手した価格を採用していましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当該価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第3四半期連結会計期間においては、当行が合理的な見積に基づき算定した価額を採用しております。これにより、ブローカーから入手した価格を採用する場合に比べ、上記の時価は28,145百万円増加しております。

当行が合理的な見積に基づき算定した価額は、裏付資産のデフォルト率、回収率及び期限前償還率等を加味した将来キャッシュ・フローに基づき、割引現在価値法によって算定しております。

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年12月31日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	117,904	117,904	

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	125,537	64	64
	金利オプション	6,746	1	1
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	11,825,824	81,354	81,354
	金利スワップション	5,113,938	50,366	39,083
	金利オプション	242,789	236	109
	その他	-	-	-
	合計	-	30,689	42,098

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当第3四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,769百万円及び6,021百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引(平成20年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	1,184,558	59,719	59,719
	為替予約	3,315,123	13,951	13,951
	通貨オプション	17,655,897	49,012	56,195
	その他	-	-	-
	合計	-	3,244	10,427

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成20年12月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	24,707	2,470	2,470
	株式指数オプション	39,475	3,495	434
	個別株オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	227,800	9,476	6,329
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	88	88
	その他	192,285	17,935	17,912
	合計	-	33,467	26,368

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成20年12月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融所品 取引所	債券先物	1,113	7	7
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	7	7

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成20年12月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年12月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,805,973	16,055	16,055
	その他	-	-	-
	合計	-	16,055	16,055

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 222百万円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 17名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月1日	
権利確定条件	(注)2	
対象勤務期間	平成20年12月1日から平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで
権利行使価格(円)	221	
付与日における公正な評価単価(円)	53	57

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
1 株当たり純資産額	円	337.02	364.35

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	円	16.36

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、当第 3 四半期連結累計期間は四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2 . 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失	百万円	32,132
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る四半期純損失	百万円	32,132
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,914

2【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
経常収益	199,868
資金運用収益	93,117
(うち貸出金利息)	81,456
(うち有価証券利息配当金)	9,122
役務取引等収益	11,697
特定取引収益	10,516
その他業務収益	52,285
その他経常収益	1 32,251
経常費用	207,559
資金調達費用	26,246
(うち預金利息)	12,264
(うち借入金利息)	4,190
(うち社債利息)	2,262
役務取引等費用	7,037
特定取引費用	11,797
その他業務費用	51,578
営業経費	55,731
その他経常費用	55,167
経常損失	7,690
特別利益	3,078
特別損失	2 5,376
税金等調整前四半期純損失	9,989
法人税、住民税及び事業税	400
法人税等調整額	218
法人税等合計	181
少数株主利益	2,677
四半期純損失	12,848

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. その他経常収益には、社債消却益26,057百万円を含んでおります。 2. 特別損失には、訴訟損失引当金繰入額3,662百万円を含んでおります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(所在地別セグメント情報)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

1株当たり四半期純損益金額等

		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	円	6.54

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期連結会計期間は四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失	百万円	12,848
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る四半期純損失	百万円	12,848
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,921

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社新生銀行
取締役会 御中

監査法人 ト・マツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデ - タ自体は含まれていません。